

.....

償却資産の調査に必要なものは ノウハウではなくパッション！

大阪府東大阪市税務部
固定資産税課償却資産係
上谷 大吉 氏

.....

償却資産の調査に必要なものは
ノウハウではなくパッション！

東大阪市税務部固定資産税課 上谷 大吉

東大阪市の紹介

- ・人口 約486,000人
- ・面積 61.78km²
- ・モノづくりとラグビー(フットボール)のまち

東大阪市の償却資産課税額の推移

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初調定額	3,388,898,800	3,509,772,900	3,297,392,400	3,627,937,600	3,783,092,500
年度末の調定額	3,512,082,000	3,705,419,200	3,601,614,400	4,041,950,200	4,125,914,400 (9月末時点)
当初調定額との差額	123,183,200	195,646,300	304,222,000	414,012,600	342,821,900
当初調定額との差額の伸び率 (令和2年度比較)			155%	212%	

令和3年度の主な調査対象

- 税務署調査
- 1000㎡以上の事業用家屋の所有者
- パチンコ店
- 工業地帯

令和4年度の主な調査対象

- 税務署調査
- 工業地帯
- 新築事業用家屋の所有者
- 先端設備のモノづくり補助金の受給者

令和5年度の主な調査対象

- 税務署調査
- 工業地帯
- 新築事業用家屋の所有者
- 先端設備の導入計画を提出したことがある者
- 経過から申告内容に疑義のある者
- 飲食店

様

固定資産税（償却資産）の調査について

平素より本市税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、固定資産税（償却資産）の申告について調査をいたしたく存じます。つきましては、所有資産についてご確認のうえ **令和5年9月7日(木)** までにご申告いただきますようお願いいたします。

- * 直近の法人税申告書別表 16(1)、(2)、(7) 及びその明細である固定資産台帳の写し、特別償却の付表又は特別償却に関する明細書（直近7年間で、太陽光発電設備やその他の特定設備等について、特別償却（即時償却）の適用を受けている資産がある場合）の添付をお願いいたします。（固定資産台帳の写しは、各資産が本市に所在する資産か否かが分かるようにしてください。）
- * 申告書を作成いただく際は、法人税申告書類一式や同封しました別紙「家屋と償却資産の区分表」を参考にしてください。
- * 提出期限までに申告書又は添付資料のご提出がない場合は、別途日時を指定し事業所へ訪問させていただくことや、税務署へ法人税確定申告書の閲覧調査をさせていただきますのでご了承ください。
- * 窓口にご来庁の際は事前に担当者までご連絡をお願いいたします。ご連絡のない場合は現地調査等で不在にしている場合があります。

【問合せ先】

東大阪市
税務部 固定資産税課 償却資産係
電話：06-4309-3145（直通）
担当： 

(参考)

地方税法

(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)

第三百五十三条 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号、第三百九十六条第一項、第三百九十六条の二第一項第六号並びに第三百九十七条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

(固定資産の申告)

第三百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者(第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

令和5年5月16日

《会社名》様

固定資産税（償却資産）の調査について

平素より本市税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税（償却資産）の申告について調査をいたします。

つきましては、所有資産についてご確認のうえ **令和5年5月30日（火）** までにご申告いただきますようお願いいたします。

*平成29年以降に新築された家屋の見積書、平面図及び配置図等屋外設備について記載のある図面を添付してください。（書類が膨大になる場合等はお相談ください。また、ご提出いただく際は郵送等の他、メールによる方法でも結構です。）

*直近の法人税又は所得税に係る確定申告書類の写しを添付してください。

法人（法人税）：法人税申告書別表16(1)、(2)、(7)及びその明細である固定資産台帳
個人（所得税）：所得税青色申告決算書(1ページ～4ページ)

（資産の明細書にあたる書類については、同書類に記載の各資産が本市に所在するものか否かが分かるようにしてください。）

*申告書を作成いただく際は、確定申告書類一式と同封しました、別紙「家屋と償却資産の区分表」を参考にしてください。

*ご申告いただきました内容に疑義がある場合は、お電話等でのお問い合わせや現地調査をさせていただくことがあります。

【問合せ先】

東大阪市

税務部 固定資産税課 償却資産係

電話：06-4309-3145（直通）

担当：《担当》

(参考)

地方税法

(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)

第三百五十三条 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号、第三百九十六条第一項、第三百九十六条の二第一項第六号並びに第三百九十七条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

(固定資産の申告)

第三百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

償却資産と家屋の区分表

※家屋と設備等の所有者が同じ場合の、主な設備等の例示です。
※一般的な施工状況を想定して作成しています。

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
建築工事	内装・造作等		床・壁・天井仕上 (フリーアクセス床含む) 店舗造作等工事一式	
電気設備	動力配線設備	特定の生産又は業務用(*)の動力配線設備一式	動力配線設備一式 動力分電盤 動力操作盤 手元開閉器 金属ダクト 配線・配管 プルボックス	
	幹線設備	高圧幹線設備一式	低圧幹線設備一式	
	電力引込工事	設備一式		
	中央監視装置	装置一式 監視盤・センサー 配管・配線		
	受変電設備 (特別)高圧受変電 設備 (キュービクル)	受変電設備一式 受電盤 開閉装置 開閉器 断路器 遮断器 計器類 電圧計・電流計 力率計・電力計 積算電力計 保護装置 保護継電器 避雷器 変圧器(トランス) フィーダ盤 蓄電器(コンデンサー) 配電盤 配管・配線		
	予備電源設備	発電機設備一式 発電機 燃料タンク 配管・配線 蓄電池設備一式 蓄電池 充電器 配管・配線 無停電電源設備(UPS) 定電圧定周波電源装置(CVCF) 直流電源設備 静止形電源設備 配管・配線		
太陽光発電設備	発電設備一式 太陽電池パネル(屋根材一体型ソーラーパネルを除く) パワーコンディショナー 保護回路 配管・配線 架台	太陽電池パネル(屋根材一体型ソーラーパネル)		

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
電気設備	電灯設備 (電灯コンセント 配線設備・照明設 備)	屋外の照明設備 照明器具 外灯、庭園灯、街路灯、 フットライト、地中埋込灯 配管・配線 非常用照明器具 (誘導灯、非常灯) 航空障害灯 投光器、スポットライト 電球・蛍光管	電灯コンセント配線設備 電灯分電盤 配管・配線 アウトレットボックス スイッチコンセント類 フロアコンセント類 ワイヤリングダクト 屋内の照明器具	電球や蛍光管そのも のは家屋の評価の対 象にならない。
	電話設備	電話機 交換機 電源装置 蓄電池 充電器 携帯電話・PHS用アンテナ設備	電話配線設備 端子盤 配管・配線 プルボックス ボックス類 ケーブルラック ローテーションスタッド	
	呼出表示設備 (呼出信号設備、 盗難非常通報装 置、ナースコール 設備)		信号盤・表示盤 押ボタン盤 機器一式(管理機器・通報装置・警 戒装置・センサー等) 配管・配線 ボックス類	
	入退室管理設備	設備一式 監視盤・操作盤、ゲート カードリーダー・カード 配管・配線		
	インターホン設備 (有線通話設備)		親機、子機 配管・配線 ボックス・ドアホン 集合玄関機	親機、子機について は、平成20年1月1日 以前の取得分は償却資 産、平成20年1月2日 以降の取得分は家 屋。 集合玄関機について は、平成26年12月31日 以前の取得分は償却 資産、平成27年1月1 日以降の取得分は家 屋。

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
電気設備	電気時計設備	時計 (親時計・子時計・電光時計等) 端子盤 その他器具類	配管・配線 ボックス	平成24基準年度より 家屋評価基準から削 除されているため平 成24年1月1日以降取 得点は償却資産。
	拡声装置設備 (放送・拡声設 備)	装置及び機器類 非常用業務放送架 アンプ マイク スピーカー	配管・配線 ボックス	
	テレビジョン共同 聴視設備	受像機(テレビ)	共同聴視設備 アンテナ ブースターアンプ 分配器 整合器 同軸ケーブル 配管 ボックス類	
	監視カメラ設備 (ITV・CCT カメラ)	カメラ 受像機(テレビ) ITV架	配管 同軸ケーブル(配線) 接栓 ボックス類	
	LAN設備	設備一式 LANボード サーバー ハブ・ルーター ケーブル		
衛生設備	給水設備	水道引込設備(水道メーターから外側の 水道本管等) 特定の生産又は業務用(*)の給水設備 水質改良等のための機器類 (浄水器・活水器等) 給水塔 その他屋外の給水設備 (洗車用等)	屋内の給水設備 配管 高架水槽 バルブ ポンプ ボールタップ カラン(水栓) 受水槽・受水タンク 副受水槽 保温材	屋外に設置されてい る高架水槽や受水槽 等の給水設備であっ ても、配管等により屋 内の機器と一体にな って 効用を発揮している ものは、家屋。
	揚水設備	ポンプ、揚水管 (地下水用のもの)	ポンプ、揚水管 (高架水槽用のもの)	
	排水設備	屋外の排水設備 特定の生産又は業務用(*)の排水設備	屋内の排水設備 配管 バルブ、ポンプ、 保温材	

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
衛生設備	中央式給湯設備 (直接加熱式・ 間接加熱式)	屋外の配管 独立煙突・煙道	ボイラー オイルタンク ストレージタンク 温度調節弁、ポンプ 屋内の配管、バルブ、カラン	
	局所式給湯設備 (電気湯沸器・ ガス湯沸器)	給湯器(流し用等)	給湯器(ユニットバス、床暖房用 等) 給湯管	ユニットバス等と一 体型の湯沸器(給湯 器)及び電気温水器 (配管、室外機を含 む)については、平成 14年1月1日以前の取 得点は償却資産、平成 14年1月2日以降の取 得点は家屋。
	局所式給湯設備 (貯湯式)	電気温水器(流し用等)	機器等一式(ユニットバス、床暖房 用等)	家屋評点項目 「給湯器(貯湯式)」は 平成24基準年度より 設定。
	衛生器具設備	タオル掛け 化粧鏡・姿見 紙巻器 ハンドドライヤー ベビーシート、ベビーチェア 多目的シート、着替え台	屋内の器具設備 大便器、小便器 洗面器、洗濯流し、オスト メイト ユニットバス、ユニットシャワー システムキッチン、流し台 ミニシステムキッチン、レンジフー ドファン 洗面化粧台、浴槽、風呂釜 浴室換気乾燥機 温水洗浄便座(便器一体型のもの)	
	浄化槽設備		し尿浄化槽等設備一式	平成27基準年度より 家屋評価基準から削 除されているため平 成27年1月1日以降取 得点は償却資産。
	ガス設備	屋外の供給本管 (ガスメーターから外側の配管)	配管 バルブ ガスカラン	

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
空気調和設備	空調設備	ルームエアコンディショナー (ウインド型・壁掛型) 特定の生産又は業務用(*)の空調設備	中央熱源方式 冷凍機 冷却塔 ボイラー オイルタンク ポンプ 配管・ダクト・バルブ 空調機、送風機 吹出口、吸込口 ダンパー 自動制御機器 個別空調方式 マルチユニット機器 パッケージ機器 換気用機器 (送風機、吹出口、吸込口、ダンパー等) バルブ 全熱交換器 自動制御機器	ダクト設備等を伴う パッケージ型エアコンディショナー(ダクトを通じて相当広範囲にわたって冷房するもの)については、昭和62年1月1日以前取得分は償却資産、昭和62年1月2日以降取得分は家屋。
	換気設備		送排風機 吹出口 ダンパー 換気扇、換気口 共同住宅用 給気口、小型送風機、排気口、ダクト、ベントキャップ、スイッチ	
	エアカーテン		吹出口、送風機、吸込口	
	排煙設備 (機械排煙設備)		排煙機 排煙口、給気口 ダクト、ダンパー	
	ベンチレーター		機器一式	
	クリーンルーム設備	空調浄化システム機器一式		
	防災設備	火災報知設備	屋外の装置 (配線を含む)	火災報知設備 受信機、副受信機 感知器 配管、配線 P型手動発信機
避雷設備			避雷設備 突針 導線 接地電極	

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
防災設備	消火設備	消火器 ホース ノズル ガスボンベ（ハロゲン・炭酸ガス） 屋外の消火栓設備 パッケージ型消火設備	消火栓設備 消火ポンプ 配管 バルブ 消火栓 連結送水口 サイアミーズコネクション ドレンチャー設備 ポンプ、配管 バルブ、ヘッド スプリンクラー設備（水道直結型を含む） ポンプ、エンジン 配管、バルブ ヘッド 不活性ガス消火設備 ガスボンベ用架台 配管、バルブ ノズル、サイレン 押ボタン 泡消火設備 原液タンク ポンプ、ポンプ架台 配管、バルブ、ヘッド	
	免震設備		機器一式	
	制振装置	屋上等に設置された振り子装置	左記以外の装置	
	その他	緩降機 避難梯子		
運搬設備	気送管設備	気送子	気送管設備（エア・シューター）	
	昇降設備	リフト（工場用）	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機 （ダムウエーター）	
	垂直搬送設備	設備一式		
	製品搬送設備	工場用ベルトコンベア設備 ループシステム設備 搬送個（カルテ・書類等の運搬用）	事務用ベルトコンベア設備（カルテ・書類等の運搬用）	事務用ベルトコンベア設備は平成18基準年度より家屋評価基準から削除されているため平成18年1月1日以降取得分は償却資産。
清掃設備	清掃設備	チェアゴンドラ等簡易なもの	窓ふき用ゴンドラ	窓ふき用ゴンドラについては、昭和63年1月1日以前の設置分は償却資産、昭和63年1月2日以降の設置分は家屋。
	セントラルバキュームクリーナー		バキュームブローア 配管 バキュームロ	平成27基準年度より家屋評価基準から削除されているため平成27年1月1日以降取得分は償却資産。

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
その他の設備	劇場用(舞台)設備	劇場スクリーン	舞台幕 袖幕 緞帳 舞台 巻取り装置 吊下げ装置 舞台転換用装置	
	既製間仕切パーティション	簡易な可動間仕切・既製間仕切(取付支柱等が天井までないもの) 衝立	可動間仕切・既製間仕切 (取付支柱等が天井まであるもの) スライディングウォール	
	カウンター	造り付けのもの以外	造り付けカウンター	
	家具	造り付けのもの以外	造り付け家具	建物本体の一部として作った家具又は取り外しできない戸棚は家屋。
	自動扉装置		開閉装置一式	
	中水処理設備(雨水処理含む) 雑用水設備	ろ過装置等一式 流量調整槽 汚泥貯槽 ばっき槽	配管	
	塵芥(ゴミ)処理設備	設備一式 ゴミ処理機 生ゴミ用冷蔵庫 脱臭装置 ディスプレイ設備		
	厨房設備	事業用の厨房設備(飲食店・ホテル・百貨店・病院・社員食堂等) 機器一式(調理器具、食器洗浄機、製氷機、食品保存庫、冷蔵庫、温蔵庫、下膳システム機器等) 厨房除害設備(グリストラップ等)	システムキッチン (特定の生産又は業務用(飲食店等)の厨房設備を除く)	
	洗濯設備	洗濯機 脱水機 乾燥機 プレス機		
	医療機器設備	各種の医療機器・装置及びユニット 医療用ガス設備及び 吸引設備における配管 医療用ガス設備一式 (吸入口、ボンベ等) 吸引設備一式(真空ポンプ等) 消毒設備一式(消毒機器) 手術設備一式(手術台等) X線設備一式(X線装置、配線)		
	POSシステム	機器、配管・配線		
自動車管制装置		設備一式 感知器 各種表示灯 案内灯、満車灯、信号灯、誘導灯 配管・配線		

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考		
その他の設備	駐車場設備	自走式駐車場 簡易な組立式のもの	自走式駐車場 鉄筋コンクリート造等の建造物	屋内のターン テーブルについては、 平成3年1月1日以前 の取得分は家屋、平成 3年1月2日以降の取 得分は償却資産。		
		垂直循環式駐車場 (メリーゴーランド式) 機械装置一式	垂直循環式駐車場 (メリーゴーランド式) 外壁、屋根、基礎			
		エレベータースライド方式駐車場 (格納部分への水平移動もエレベーター のもの) エレベーター等機械装置一式	エレベータースライド方式駐車場 (格納部分への水平移動もエレベーター のもの) 外壁、屋根、基礎			
		ターンテーブル 駐車料金自動収納装置一式 料金精算機 駐車券発行機 車番認識装置	エレベーター方式駐車場 (駐車スペースへは自走により移動 するもの) 外壁、エレベーター、基礎、屋根			
		カーゲート、フラッパーゲート 車止め コーナーガード (柱・壁と一体となっているものを除 く) カーブミラー				
		駐輪場設備	駐輪設備一式 駐輪ラック、サイクルコンベア			
		コージェネレーションシステム	機器一式			附属の貯湯タンク、 バックアップ用給湯 器等は家屋。
広告塔・看板 サイン	広告塔・看板 ネオンサイン 文字看板、袖看板、案内板					
カーテン ブラインド	カーテン ブラインド ロールスクリーン	カーテンボックス ブラインドボックス				
外構工事	外構工事 囲障工事 (塀、防壁、門扉、フェンス) 舗装路面(構内舗装・舗装道路) 庭園、花壇、芝生 パーゴラ、ポール 貯水池、井戸					
緑化設備 水景設備	緑化設備一式 植栽、散水設備、排水設備、 屋上・壁面緑化設備 水景設備一式					
キャノピー(ガソ リンスタンド等)	家屋と構造上一体となっていないもの	家屋と構造上一体となっているもの				
ゴルフ練習場	打席部分に屋根はあるが、周壁がないもの	打席部分に屋根があり、打球の飛ぶ 方向のみ解放され、その他は周壁が あるもの				
温室	恒久的なものではないもの(ビニール フィルムで覆っているもの)	基礎等を有し、屋根及び周壁に該当 する部分が恒久的と認められるもの (屋根及び周壁が合成樹脂板、ガラ ス等を使用しているもの)				

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
その他の設備	その他	メールボックス (集合郵便受、宅配ボックス) キーボックス 掲示板 防水板・防潮板 ウッドデッキ 防鳥ネット A E D 独立焼却炉 電波障害設備 屋上とは別の骨組等でできたヘリポート 日よけテント バトン 家屋としての三要件(外気分断性、土地定着性、用途性)を満たしていない自転車置場、車庫、物置、ゴミ置場、ボンベ置場、切符売り場、簡易トイレ等 ガスタンク 石油タンク アークード	シャッター 犬走り(ただし建物の軒先程度) キャットウォーク ハト小屋 庇・樋 外階段 手摺り 棚、梯子	

*** 特定の生産又は業務用の設備について**

家屋には電気設備、空調設備、給排水設備等の建築設備が取り付けられますが、家屋評価の対象となる建築設備とは、①「家屋の所有者が所有するもの」、②「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっているもの」及び③「家屋の効用を高めるもの」の3要件を備えているものを言います。

このうち③「家屋の効用を高めるもの」とは、当該建築設備を家屋に設置することにより、「家屋自体の利便性」が高まるものを言います。したがって、家屋に設置される設備のうち、必ずしも家屋自体の効用と関係のない他の事業用目的のために設置される設備(特定の生産又は業務用の設備)は、家屋評価に含まれず、償却資産として取扱います。

例えば、工場等のように物の生産・加工を業とする者がその業のために使用する家屋には、通常の家屋に設置される設備(照明用電気配線や給水管など)のほか、物の生産・加工のために必要とされる設備(工場機械用の動力配線など)が設置されます。この場合、通常の家屋に設置される設備は家屋評価の対象となりますが、物の生産・加工のために必要とされる設備は償却資産として取扱います。

<具体例>

- ・工場における機械を動かすための動力配線等の電気設備
- ・紡績業、精密機械工業等の工場における温湿度調和設備、集塵設備
- ・工業用水道配管・汚水配管
- ・浴場ボイラー(浴場業用、ホテル又は旅館用)
- ・厨房ボイラー(飲食店業用、ホテル又は旅館用)
- ・サーバー室(人が作業することが想定されない部屋)に設置されている大型サーバーの冷却のための専用空調設備

令和4年10月5日

《住所》

《法人名》 御中

償却資産申告の確認調査へのご協力について（お願い）

平素より本市税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7月29日及び9月7日付けで償却資産申告のお願いをしておりましたが、9月30日時点でのご提出やご連絡が確認できておりません。

つきましては、令和4年10月18日（火）までにご申告いただきますようお願いいたします。

なお、当方の確認不足や行き違い等によりすでにご申告やご連絡をいただいております場合はご容赦ください。

7月29日付けの文書にてお伝えしました地方税法第354条の2の規定に基づく閲覧調査の結果については同封しました資料（償却資産課税明細資料）のとおりですので、ご参照ください。

ただし、同調査は法人税申告書類の書面確認を主としており、同書類だけでは判断しかねる点もあるため、前出の償却資産課税明細資料には過不足もあるかと存じます。貴社におかれましても十分にご確認をいただきますよう併せてお願いいたします。

期日までにご申告やご連絡をいただけない場合、調査結果に誤りがないものと判断し、前出の償却資産課税明細資料でお示した内容に基づき評価及び課税を行いますのであらかじめご留意ください。（※過年度分につきましては一括でのご納付となります。）

また、ご申告いただいた場合でも、法人税申告書類の閲覧調査結果と貴社よりご提出いただいた申告書の内容で明らかに相違する点等がありましたら、お電話等によるお問合わせをさせていただくことがあります。

《通知書番号》

【問合せ先】

東大阪市

税務部 固定資産税課 償却資産係

電話：06-4309-3145（直通）

担当：

《住所》

《法人名》 御中

調査に基づく固定資産税（償却資産）の課税について

平素より本市税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7月29日、9月7日及び10月5日付けで調査へのご協力（償却資産申告書のご提出）のお願いをしておりましたが、申告期日としておりました10月18日時点でのご提出が確認できておりません。

つきましては、10月5日付けの文書でお伝えしました調査結果に基づき課税させていただきますことをご知らせいたします。同調査結果に基づく課税資料について再送いたしますのでご確認ください。納税通知書及び納付書につきましては11月下旬に送付いたしますので、下表の各納期限までにご納付いただきますようお願いいたします。

なお、行き違い等によりすでにご申告やご連絡をいただいております場合はご容赦ください。

相当年度	納期限
過年度（平成30年度～令和3年度分）	令和4年12月26日（月） ※一括納付
現年度（令和4年度分）	令和4年12月26日（月）（3期）
	令和5年 2月28日（火）（4期）

【問合せ先】

東大阪市
 税務部 固定資産税課 償却資産係
 電話：06-4309-3145（直通）
 担当：

《通知書番号》

償却資産課税明細資料(過年度含む)

番号	品名	種類	取得コード	課税年度 2022 耐用年数	償却率	2022		2021		2020		2019		2018	
						令和4年度 評価額	令和3年度 評価額	令和2年度 評価額	平成31年度 評価額	平成30年度 評価額					
1	3 46	トランジスト	120,000	7	0.280	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
2	3 46	ユニボ	3,000,000	7	0.280	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
3	3 4	ユニボ	2,700,000	7	0.280	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
4	3 46	三菱キャブロー	2,071,974	4	0.438	103,598	103,598	103,598	103,598	103,598	103,598	103,598	103,598	103,598	103,598
5	3 46	看板	95,000	15	0.142	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750
6	3 46	測量設計机	115,000	15	0.142	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750
7	3 46	シート	120,000	6	0.319	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
8	3 46	応接セット	69,000	6	0.319	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450
9	3 62	クーラー	218,000	6	0.319	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900
10	5 1	ユニボ	12,699,623	8	0.250	6,250,595	8,334,127	11,121,770	11,121,770	11,121,770	11,121,770	11,121,770	11,121,770	11,121,770	11,121,770
11					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40					0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計			21,208,597			6,676,043	93,400	8,759,575	122,600	11,537,618	161,500	425,448	425,448	425,448	425,448

※番号の欄 → 3:昭和、4:平成、5:令和

税額